

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	2018年 4月10日	平成30年度経営事項審査等事務委託	5,250,000	長崎市桜町3-12 長崎県行政書士会 会長 山脇 正隆	経営事項審査は、建設業者の経営の健全性、経営の規模、技術的能力や労働福祉の状況等を別個に審査して数値により評価することにより当該建設業者の企業力を把握しようとする重要な制度である。よって審査員については、建設業法をはじめとする必要な法令に精通していることが要求される。本来、当該委託業務は事務委任であり、H29の受審者は約2,600者におよぶため、上記の審査能力を有する審査員を多数、安定的に派遣可能な信頼できる団体は長崎県行政書士会以外にない。加えて平成25～29年度は、一般競争入札で委託先を決定しているが1者応札が続き、「1社応札への対応について(通知)」平成26年1月14日/出納局会計課長」に基づき随意契約への移行手続きを実施した。県HP上で1か月間の縦覧中、移行についての疑義や反対意見も無く、平成30年度より随意契約により契約するものである。	第167条の2第1項 第2号
2	土木部	港湾課	2018年 8月16日	平成30年度長崎県港湾漁港施設点検支援業務委託	2,944,080	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、県管理の港湾・漁港施設について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、県管理の港湾漁港施設及び海岸保全施設の点検を実施する業務であるが、施設の健全度の見極めポイント等を若年技術者へ技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(公財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2第1項 第2号
3	土木部	港湾課	2019年 3月6日	平成31年度上五島空港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 町長 江上 悦生	航空法第47条により、空港設置者が行なわなければならない空港管理運営業務を包括的には委託できない。そのため、他の長崎県営空港(福江、杵岐、対馬)と同様に長崎県の職員を空港管理事務所に配置する必要があるが、昭和60年の空港開港時の有川町(現在の新上五島町)との協議において、業務を限定して町に委託することで決定しているため。	第167条の2第1項 第2号
4	土木部	港湾課	2019年 3月12日	平成31年度小値賀空港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町 町長 西 浩三	航空法第47条により、空港設置者が行なわなければならない空港管理運営業務を包括的には委託できない。そのため、他の長崎県営空港(福江、杵岐、対馬)と同様に長崎県の職員を空港管理事務所に配置する必要があるが、昭和60年の空港開港時の小値賀町との協議において、業務を限定して町に委託することで決定しているため。	第167条の2第1項 第2号
5	土木部	港湾課	2019年 3月26日	平成31年度航送船可動橋付帯油圧昇降装置の操作等委託	1,412,600	長崎市元船町16番12号 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴 幸	操作委託をする可動橋を日常的に使用しているのは、接岸する航送船を運航している九州商船株式会社であり、操作等に係る専門の作業員も自社で擁している。そのため、当該相手方に委託をすることで可動橋の日常点検や異常事態への迅速な対応が可能となり、効率的な業務実施が可能となるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	土木部	港湾課	2019年 3月26日	平成31年度航送船可動橋付帯油圧昇降装置の操作等委託	1,412,600	福岡市博多区神屋町1番27号 九州郵船株式会社 代表取締役社長 竹永 健 二郎	操作委託をする可動橋を日常的に使用しているのは、接岸する航送船を運航している九州郵船株式会社であり、操作等に係る専門の作業員も自社で擁している。そのため、当該相手方に委託をすることで可動橋の日常点検や異常事態への迅速な対応が可能となり、効率的な業務実施が可能となるため。	第167条の2第1項 第2号
7	土木部	河川課	2018年 4月1日	川谷堰堤テンダーゲート管理業務委託	1,582,072	佐世保市八幡町4番8号 佐世保市水道事業及び下水道 事業管理者 佐世保市水道事業及び下水道 事業 管理者 谷本 薫治	川谷堰堤は、佐世保市と本県が共同して設置したダムであり、供用開始当初から佐世保市が管理を行っている。川谷堰堤テンダーゲートは、本県が川谷ダム下流の相浦川の治水工事を行っていることに関連し治水上の理由から設置された。当該テンダーゲートの管理、操作については設置当初から佐世保市に管理委託している。 今回の委託については、県が所管する治水に関する業務であり、その特殊性から、業務委託の相手方は、高い知識と経験を有する者に限られる。佐世保市は当該ゲートの操作全体の経験と知識、管理体制を既に有しており本県が単独で行う、もしくは県と市各々で行うことと比較し、効率的かつ高い操作能力をもって管理を確実に安全に行え、本県の河川管理者の業務効率化、経費の削減ができると判断し、また、ゲート操作による影響や利益の範囲は当該ダムが設置されている相浦川を有する佐世保市に限られているため、河川法99条及び河川法施行令54条に照らし、佐世保市へ委託する。	第167条の2第1項 第2号
8	土木部	河川課	2018年 7月19日	「7.23長崎大水害を忘れない」新聞広告紙面掲載業務（長崎新聞）	1,505,174	長崎市茂里町3番1号 株式会社 長崎新聞 代表取締役社長 才木 邦夫	長崎大水害（S57.7.23）発生日に合わせて、洪水被害を防止・軽減する河川やダムの整備効果と、日頃からの備えの重要性について広く周知し理解してもらう必要がある。そのための広告手段として新聞紙面に広告を掲載するに当たり、県内で最も購読されている長崎新聞紙面への掲載が効果的であるため。	第167条の2第1項 第2号
9	土木部	河川課	2018年 7月19日	「7.23長崎大水害を忘れない」新聞広告紙面掲載業務（西日本新聞）	1,199,707	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告社 長崎 代表取締役社長 宮崎 照明	長崎大水害（S57.7.23）発生日に合わせて、洪水被害を防止・軽減する河川やダムの整備効果と、日頃からの備えの重要性について広く周知し理解してもらう必要がある。そのための広告手段として新聞紙面に広告を掲載するに当たり、県内二番目に購読されている西日本新聞紙面への掲載が効果的であるため。	第167条の2第1項 第2号
10	土木部	河川課	2018年 7月19日	「7.23長崎大水害を忘れない」新聞広告紙面掲載業務（読売新聞）	1,139,540	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社 支社長 城戸 雅弘	長崎大水害（S57.7.23）発生日に合わせて、洪水被害を防止・軽減する河川やダムの整備効果と、日頃からの備えの重要性について広く周知し理解してもらう必要がある。そのための広告手段として新聞紙面に広告を掲載するに当たり、県内三番目に購読されている読売新聞紙面への掲載が効果的であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	土木部	建築課	2019年 3月29日	建築行政共用データベースシステム利用契約	2,926,650	東京都新宿区神楽坂1-15 一般財団法人 建築行政情報 センター 理事長 笹井 俊克	本システムは、建築士及び建築士事務所の登録情報、建築物のストック情報などを総合的に管理し、国、特定行政庁、指定確認検査機関等の情報を共有化するために依頼先が開発したシステムである。 指定確認検査機関や建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物にかかる各種定期報告・事故対応など建築行政の的確化、迅速化のためには、各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、他にこのようなシステムを開発している者はいない。	第167条の2第1項 第2号
12	土木部	建築課	2019年 3月29日	平成31年度営繕積算システム等整備業務	2,244,132	東京都港区西新橋3-25- 33N P 御成門ビル 一般財団法人 建築コスト管 理システム研究所 理事長 春田 浩司	官庁営繕工事の発注者である、国土交通省、都道府県及び政令指定都市は、積算業務の適正化・効率化を目的として昭和58年に協議会を発足させ、積算業務に関するソフトウェアの共同開発、共同利用を進めてきました。 本委託契約の相手方である一般財団法人建築コスト管理システム研究所(以下「コスト研」という。)は、営繕工事積算体系の整備とコスト管理技術に関する全国的な調査研究機関として、また、協議会の新たなソフトウェアを開発する実働部隊として、建設省大臣官房(当時)の支援のもと協議会構成員が基本財産を出損して平成4年9月に大臣許可を受けて設立された法人です。 コスト研は協議会の構成員から積算システムの整備業務を一元的に受託し、毎年その総会で議決された活動計画・年度予算に従い、今日まで積算システムの開発等を行ってきています。 このことから、本契約は競争入札に適さず、当法人と単独で随意契約を行う以外には所期の目的を達成できないものと思慮される。よって同システムを利用するために、同研究所と随意契約をする必要があり、やむをえない。	第167条の2第1項 第2号
13	土木部	住宅課	2018年 4月1日	平成30年度県営住宅火災共済掛金	20,038,839	東京都港区虎ノ門二丁目3番 17号 公益社団法人 全国公営住宅 火災共済機構 理事長 野村 守	相手方は、地方自治法第263条の2に基づき地方自治体が議会の議決を経て共同して行う相互救済事業の委託を受けている公益社団法人であり、全都道府県が会員となっている。 自然災害による被害に対しても見舞金が支給されること、消火器等の防火設備等の整備に対する助成があること等総合的に判断すると、他業者との契約に比べて有利であるといえるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	土木部	建設企画課	2018年 4月3日	土木部職員等専門研修業務委託	9,153,000	大村市池田2丁目131番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本委託は、土木部職員の技術力向上のため、階層ごとや部門ごとでの研修を行うものであり、受講生の理解をより深めるための実習や演習を盛り込んだ研修を実施できる環境を有する企業・団体は、(公財)長崎県建設技術研究センターのほか県内には存在しない。また、この研修は市町の技術系職員も毎年多数受講しており、県内市町における土木建築行政の技術水準維持に大きく貢献することから、研修の企画・運営を行ううえで県内の土木建築行政の情勢に精通した機関でなければならない。 以上のことから、本委託は、随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号
15	土木部	建設企画課	2018年 8月9日	長崎県公共事業技術情報システム改修業務(電子入札連携)	6,138,396	長崎市栄町5番11号 NDKCOM・扇精光ソリューションズ・NBC情報システム特定業務委託共同企業体 代表取締役 中野 一英	建設関連業の業務委託の開札については、H31年度より電子入札システムを導入することが、長崎県建設工事入札手続等検討委員会で決定した。 そこで、今年度中に長崎県公共事業技術情報システム(N-PEIS)と電子入札システムの連携プログラムを改修する必要がある。 しかし、N-PEISは、現在、NDKCOM・扇精光ソリューションズ・NBC情報システム特定業務委託共同企業体が運用テストおよび改修を実施中であるため、プログラムの統一性や責任の所在の明確化等が、他社よりも効率的に実施できる当該業者に特定される。	第167条の2第1項 第2号
16	土木部	建設企画課	2018年 12月27日	電子入札コアシステム用JRE 8 サポートライセンスの使用	3,285,755	東京都港区赤坂7-10-20 (一財)日本建設情報総合センター 理事長 深澤 淳志	本システムは、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が開発したコアシステムを、全国の自治体が使用している唯一のシステムであり、そのセキュリティについては、米国オラクル社のJRE 8が無償でライセンス提供されていた。 しかしながら、オラクル社の都合により、平成31年2月から平成32年9月まで有償サポートに切り替わることになったため、その間の本庁と地方機関のパソコン約100台分のライセンス使用料を契約し、電子入札システムのセキュリティ確保を図るものである。 なお、平成32年10月以降はJACICが独自に開発するセキュリティシステムが無償で提供される予定であり、ライセンス料は今回のみの契約となる。 以上の理由からプログラムサポートライセンス使用契約の相手方として「(一財)日本建設情報総合センター」が特定される。	第167条の2第1項 第2号
17	土木部	建設企画課	2019年 2月28日	電子入札コアシステムプログラムサポートサービス	2,430,000	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 深澤 淳志	当該システムは、「(一財)日本建設情報総合センター」と「(一財)港湾空港建設技術センター」の専売品であり、ソフトウェアサポートサービスは「(一財)日本建設情報総合センター」に限り提供が可能であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	土木部	建設企画課	2019年 3月18日	平成31年度 コリンズ・テクリスweb版検索システムの利用 料	1,521,720	東京都港区赤坂7-10-20 一般財団法人 日本建設情報 総合センター 理事長 深澤 淳志	当該サービスは、「(一財)日本建設情報総合センター」の専売品であり、本サービスは「(一財)日本建設情報総合センター」に限り提供が可能であるため。	第167条の2第1項 第2号
19	土木部	道路維持課	2018年 8月20日	耐候性鋼橋梁の健全度評価手法に関する調査検 討業務委託	1,954,800	東京都台東区台東1-6-4 (一財)土木研究センター 理事長 常田 賢一	本業務は、県内に架設された耐候性鋼材を使用した橋梁の腐食量を一定の周期ごとに測定分析し、将来にわたって母材の減耗量を予測し、橋梁の健全性の評価を行うものである。 既に平成23年度、平成24年度、平成26年度及び平成28年度に実施している腐食量の測定と健全性の評価業務と一連の業務であるため、同一者による同一の視点による解析と検討が必要である。 以上により、(一財)土木研究センター以外には本業務を確実に実施できるコンサルタントはいないため、(一財)土木研究センターと随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
20	土木部	道路維持課	2018年 9月21日	路面下空洞調査業務委託	12,636,000	福岡県福岡市中央区天神3丁目4番7号 ジオ・サーチ株式会社 九州 事務所 事務所長 久間 慎之	本委託は、路面下に発生した空洞を早期に発見することで、道路陥没事故を未然に防止し、安全かつ円滑な通行を確保するため調査を行うものである。 これまで、同種の調査実績がある建設コンサルタントを対象に指名競争入札を行ってきた。近年は、調査精度が高く、コスト縮減に繋がる新技術の導入が進んでいることから、技術的評価を行い最適な事業者を選定することが可能なプロポーザル方式を採用した。	第167条の2第1項 第2号
21	土木部	道路維持課	2019年 3月25日	平成31年度長崎県橋梁点検、防災点検支援業 務委託	34,952,040	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、県管理の道路橋及び道路沿いの災害危険箇所について、各維持管理計画に基づき点検を実施する業務である。また、経験豊かな県職員OBボランティアを活用したモデル事業に位置づけられており、若年技術者への技術の伝承を図る研修の一環でもある。 この業務を実施するには、民間へ再就職したOBボランティアの協力が必要であるが、県内では(公財)長崎県建設技術研究センターのみがOBボランティアの参加できる機関である。	第167条の2第1項 第2号
22	土木部	道路維持課	2019年 3月25日	平成31年度道路交通情報業務委託	14,731,200	東京都千代田区飯田橋1-5-10 公益財団法人日本道路交通情 報センター 理事長 池田 克彦	(公財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関はない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	土木部	道路維持課	2019年 3月27日	平成31年度工事図書・完成図書登録保管業務委託	10,133,640	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、将来に渡って効率的に良好な道路の維持管理を行うため、道路・街路事業で年間完成予定の約500箇所において、図面や工事写真などの施工管理資料を電子データとして一元的に整理保存し、情報の共有を図るものである。大量のデータを一元的に管理するには、継続的な保守管理が必要である。(公財)長崎県建設技術研究センターは、システムの保守管理ができる技術者を常時配置し、日常のメンテナンスと長期にわたる継続性・確実性を確保し、必要ときに速やかに道路管理者に資料を提供できる唯一の機関である。	第167条の2第1項 第2号
24	土木部	道路維持課	2019年 3月27日	平成31年度道路情報提供装置の通信回線利用契約	1,412,640	福岡県福岡市中央区天神1-12-20 株式会社Q T net 代表取締役社長 岩崎 和人	山間部における道路の状況確認及び観測を目的に現地確認カメラや気象観測装置を設置しているが、現地で収集したデータを各地方機関において確認し、情報版を用いて道路交通車両に情報を提供するため、通信回線の利用契約を締結するものである。当契約は主に山間部での運用を考慮しており、通信設備(電柱、ケーブル)等が整備されておらず、無線にてデータの送受信を行う必要がある。上記条件で通信回線を運用する場合、利用可能なのが株式会社Q T netが提供している回線のみである。また、当業者は警察所有の交通状況の監視を行っているカメラの回線も提供しており、実績及びノウハウを所有している。以上の理由から、株式会社Q T net を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
25	土木部	都市政策課	2018年 5月9日	29線連単第2-1号 長崎駅舎デザイン基本計画の意図伝達業務委託	14,806,800	東京都渋谷区桜丘町29-3 5 渋谷Dマンション2階 株式会社 設計領域 代表取締役 新堀 大祐	長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画が平成27年度に策定され、新しく整備される長崎駅舎については、その基本計画の方針を最大限具現化することが望まれる。 しかしながら、駅舎の設計については鉄道事業者が行うため、県市で策定したデザイン基本計画の設計への反映には、県市と鉄道事業者との意図伝達及び調整が重要となってくる。その意図伝達及び調整は基本計画の策定に及ぶ経緯や設計条件、デザイン検討会議での議論など基本計画を熟知しているものしかできない。 当業者は平成30年度以降において調整が必要な課題を把握・認識しており、これまでのデザイン基本計画作成業務を通じた蓄積により、デザイン基本計画との整合を図りながら解決する能力を有し、唯一無二である。また、契約直後から設計の進行を急ぐ鉄道事業者と県市との協議・調整を補助することが可能であり、デザイン検討会議とも円滑な調整が期待出来る。 よって、県市の意向を十分に反映させたかたちで、駅舎等の遅滞のない開業に向けて事業を推進していくため、検討会議において基本計画の策定に携わり、基本計画を熟知している業者と契約するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	土木部	営繕課	2018年 7月30日	長崎魚市場東棟2期建設工事の変更設計業務	1,296,000	長崎市平野町3番5号 (株)建友社設計 代表取締役 木場 耕志	平成28年度に設計が完了した長崎魚市場東棟2期建設工事の設計について、一部内容の変更を行うものである。本件の委託業務においては構造の検討が必要となるが、当初の設計者以外の者が行う場合、構造検討に要する時間が増加することにより委託業務料が高くなること及び複数の設計者が介在することにより設計責任が不明確となることから、当初の設計者と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第6号
27	土木部	営繕課	2019年 3月25日	長崎県立長崎図書館郷土資料センター(仮称)建設工事の設計業務	46,818,000	島原市有明町湯江甲263 (株)INTERMEDIA 代表取締役 佐々木 信明	一般的な建物と異なり、郷土資料センターという特殊性、また、景観やデザイン性に特に配慮する必要があるため、県内設計事務所によるプロポーザル方式により設計者を選定したため	第167条の2第1項 第2号
28	土木部	石木ダム建設事務所	2018年 4月9日	30石木ダム第1号石木ダム付替県道工事(1)	72,576,000	佐世保市竹辺町15-1 株式会社 沖道 代表取締役 前田 典則	本工事は、石木ダム建設工事の一環として付替県道嬉野川棚線の工事を行うものである。当工事予定区間では平成28年2月25日に最初の契約を締結し、反対者の妨害行為が続く状況の中でようやく重機等を搬入したが、入れ替えが極めて難しいことから平成29年3月30日に同業者と改めて随意契約を締結し、現在、工事を進めている。この工事は事故繰越予算により施工しているため、本来であれば今年度末に工期内に重機等の資機材を搬入する必要があるが、現在も妨害が続いており、一旦搬出すると重機等を再搬入することは極めて困難であり、着実に進めている工事を継続して行うことができなくなる。また、重機の入替は、作業員と妨害者の双方にとって危険であり、安全性を確保しながら工事を進めるためには、平成30年3月に打切り精算となった前工事の請負業者であり既に重機等を搬入している当該契約相手でなければ対応できないため。	第167条の2第1項 第6号
29	土木部	石木ダム建設事務所	2018年 4月9日	30石木ダム第2号石木ダム付替県道工事(3)	41,796,000	佐世保市白岳町1004-4 株式会社 興南商工 代表取締役 南 昌幸	本工事は、石木ダム建設工事の一環として付替県道嬉野川棚線の工事を行うものである。当工事予定区間では平成28年2月25日に最初の契約を締結し、反対者の妨害行為が続く状況の中でようやく重機等を搬入したが、入れ替えが極めて難しいことから平成29年3月30日に同業者と改めて随意契約を締結し、現在、工事を進めている。この工事は事故繰越予算により施工しているため、本来であれば今年度末に工期内に重機等の資機材を搬入する必要があるが、現在も妨害が続いており、一旦搬出すると重機等を再搬入することは極めて困難であり、着実に進めている工事を継続して行うことができなくなる。また、重機の入替は、作業員と妨害者の双方にとって危険であり、安全性を確保しながら工事を進めるためには、平成30年3月に打切り精算となった前工事の請負業者であり既に重機等を搬入している当該契約相手でなければ対応できないため。	第167条の2第1項 第6号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	土木部	新幹線用地事務所	2018年 4月1日	市有財産有償貸付契約書	1,870,661	諫早市東小路町7番1号 諫早市 諫早市長	本契約は平成27年2月から平成30年3月までの期間で行っていた事務所執務室の借上契約の期間延長に伴うものであり、契約の相手方が特定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。